

さいたま市告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第55条第1項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条及び第55条第1項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は指定施術機関から、変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ライブクリニック	さいたま市南区別所7-6-8-302 ライブタワー武蔵浦和3階	R6.2.8
永振クリニック 浦和	さいたま市浦和区岸町7-12-7	R8.2.27
アサヒ薬局	さいたま市西区内野本郷696-48	R8.2.28
ケイ薬局 パレスホテル店	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 パレスホテル大宮2階	R8.2.28
コンパス内科歯科クリニック大宮	さいたま市大宮区桜木町4-193-2	R8.2.28
コンパス内科歯科クリニック大宮	さいたま市大宮区桜木町4-193-2	R8.2.28
花・花薬局岩槻店	さいたま市岩槻区西町4-1-5	R8.2.28
街の薬局	さいたま市中央区鈴谷4-16-14-2	R7.12.31

指定施術者

氏名	名称	所在地	廃止年月日
鷺山 智三	合同会社ひなげし ひなげし治療院	さいたま市緑区東浦和9-18-4-105	R8. 3. 20